

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「志の高い信頼の経営」を通じて社会の発展に貢献する。」という経営理念の下、社会的規範・法令・ルールを遵守し、当社の経営活動を支えるステークホルダーの皆様から信頼されるスーパーマーケットグループとして持続的な成長と企業価値の向上に取り組みます。

このため、当社グループは、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するためのコーポレートガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

1. 補充原則1-2-4 議決権の電子行使、招集通知の英訳
補充原則3-1-2 英語での情報の開示・提供
株主総会招集通知の英語版作成、英語での情報の開示・提供、インターネット等による議決権の電子的な行使につきましては、現時点における当社株主に占める外国人投資家の割合、機関投資家の割合等を勘案し、現段階では実施しておりません。
2. 補充原則2-5-1 経営陣から独立した内部通報窓口
現在の通報窓口がコンプライアンス担当部署となっていること、現在の通報内容や件数等を勘案し、現時点では経営陣から独立した内部通報窓口の設置は行っておりません。
3. 補充原則4-2-1 業績連動報酬等
本報告書「II 1. [インセンティブ関係]」をご参照ください。
4. 原則4-7 独立社外取締役の役割・責務
原則4-8 独立社外取締役の有効な活用
原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
原則4-10 任意の仕組の活用
独立社外取締役の選任につきましては、当社グループの事業構造・事業特性、役員の任期(1年)、監査役に独立社外監査役を2名選任して監査機能の独立性を確保していること等を勘案し、現時点では選任しておりません。
なお、独立社外取締役の選任に関しては、独立性判断基準や選任の可能性、独立社外取締役を選任した場合の取締役会の在り方等について引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1. 原則1-4 上場株式保有及び議決権行使の考え方
当社は、取引先との良好な取引関係を維持・発展させることを目的に、経済合理性も勘案して、上場株式を取得・保有します。また、保有する株式については、その保有効果を定期的に検証し、検証結果を踏まえて保有継続の是非を判断いたします。
また、保有株式の議決権は、発行会社の経営状況、経営戦略等を総合的に勘案して、発行会社の企業価値向上を阻害するものではないかどうか判断して行使いたします。
2. 原則1-7 関連当事者間の取引
取締役や主要株主等の関連当事者との取引にあたっては、社会的通念上普遍的な取引を除き、当該取引が当社及び当社株主の共同の利益を損なうことのないよう、取締役会の承認を要するものとします。
3. 原則3-1(i) 経営理念、経営戦略・経営計画
 - a 経営理念
当社グループは、「志の高い信頼の経営」を通じて社会の発展に貢献する。」という経営理念の下、社会的規範・法令・ルールを遵守し、お客様はもとより私たちのまわりの皆様すべてから信頼されるスーパーマーケットグループとして社会に貢献することを目指しており、具体的な行動指針として「ライフ行動基準」を定めています。
「ライフ行動基準」は次の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.lifecorp.jp/company/info/conduct.html>
 - b 経営戦略・経営計画
当社は、2015年度よりスタートした「第五次中期3ヵ年計画」において、「お客様の立場で考え行動する会社」、「多様な人材を活かす会社」、「規律とチームワークのある会社」の3つの風土改革を、当社の競争力を維持し、成長していくための改革の柱と定め、これに連携する「12の戦略」を合わせた「新15の改革」に取り組むこととしております。
詳しくは、次の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご参照ください。
<http://www.lifecorp.jp/company/info/news/pdf/add007.pdf>
4. 原則3-1(ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、本報告書の「II 1. 基本的な考え方」に基づき、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現するためのコーポレート・ガバナンスの

充実に継続的に取り組んでいくことを基本方針と定め、具体的な方針や取り組みを規定しております。これらの詳細につきましては、本報告書の各項目をご参照ください。

5. 原則3-1(iii) 取締役・監査役の報酬決定方針・手続き
役員報酬につきましては、本報告書「II 1. [取締役報酬関係]報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。
6. 原則3-1(iv) 取締役・監査役候補者の指名方針・手続き
役員候補者の指名方針・手続きについては、本報告書「II 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)(2)」をご参照ください。
7. 原則3-1(v) 取締役・監査役候補者の指名理由
取締役・監査役候補者の指名理由につきましては、次の当社ウェブサイトに掲載してある「第62回定時株主総会招集ご通知」をご参照ください。
<http://www.lifecorp.jp/company/ir/pdf/170508thuuchi.pdf>
8. 補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲
取締役会の役割と経営陣に対する委任の範囲につきましては、「IV 1.5 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制」をご参照ください。
9. 補充原則4-11-1 取締役会の構成
取締役会の構成につきましては、「II 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)(1)」をご参照ください。
10. 補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員との兼任状況。
当社の取締役・監査役は他の上場会社の役員を兼任していません。
11. 補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価
当社の取締役会においては、取締役会の運営の実効性について、毎年1回、自己分析・評価を行うこととしております。なお、現在の取締役会の運営に関しましては、実効性のあるものと評価しております。
12. 補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング
当社の取締役及び監査役に対しては、その責務を果たすために必要な情報の提供や、必要な知識の習得及び外部専門家の活用等の機会を提供しており、そのために必要な費用の負担を行っています。
13. 補充原則5-1 株主との対話方針
当社は、株主との建設的な対話実現のため、次のとおり方針を定めております。
 - a 株主との対話充実のため、株主構造の把握に努めるものとする。
 - b 当社は、株主との建設的な対話を実現するため、次のとおり取組体制を整備する。
 - (a) 株主との対話の窓口はIR担当部署とし、同部署担当役員を統括者とする。
 - (b) IR担当部署は、株主総会、決算説明会、経営計画説明会、IR活動等による対話を主な手段と位置づけ、情報発信の充実に努めるものとする。
 - (c) IR担当部署は、株主との対話にあたって関係部署との連携を図り、株主と建設的な対話が実現するよう努めるものとする。
 - (d) 対話の際にはインサイダー情報にあたる情報の開示には十分に留意する。
 - (e) 株主との対話の内容については、その重要性や内容に応じて、取締役及び取締役会に報告する。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	10,437,000	19.53
清信興産株式会社	5,382,000	10.07
公益財団法人ライフスポーツ財団	3,229,200	6.04
ライフ共栄会	2,295,112	4.29
三井住友信託銀行株式会社	2,264,000	4.24
農林中央金庫	2,100,276	3.93
株式会社三井住友銀行	1,518,200	2.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,500,000	2.81
株式会社りそな銀行	1,035,000	1.94
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,035,000	1.94

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
堤はゆる	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤はゆる		株式会社ハコルコーポレーション代表取締役	堤はゆる氏の株式会社ハコルコーポレーションにおける経営者としての実績、見識は高く評価されていることから、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任いたしました。当社は同氏が代表取締役を務める株式会社ハコルコーポレーションと業務委託契約を締結しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受けております。監査役と内部監査本部は会計監査人との間で都度意見の交換、情報の聴取等を行い、必要に応じて監査に立ち会うなど連携を保っております。
 内部監査及び財務報告の適切性に関する評価につきましては、内部監査本部が年間計画に基づき実施しております。監査役と内部監査本部は概ね四半期に1回の頻度で定期的に会合を開催し、内部監査計画及び内部監査の結果について意見交換を実施しております。また、個別の内部監査結果につきましては、監査実施の都度、常勤監査役に対して報告を実施することとなっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
浜平純一	税理士														
真木光夫	弁護士														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
浜平純一		税理士	浜平純一氏は、税理士としての財務及び会計に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問税理士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは税務業務に関する助言、指導を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しております。

真木光夫	弁護士	真木光夫氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的知識及び高い見識により客観的な立場から意見を述べるなど経営の監視機能を有しているため。 同氏とは、監査役報酬のほか、当社の顧問弁護士として顧問契約に基づく報酬を支払っておりますが、これは個別業務に関する当社のリスクについて、法律上の観点から相談を中心に助言を求める対価として支払うもので、一般株主との利益相反関係にはなく、独立性を保持していると判断しております。
------	-----	---

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
その他独立役員に関する事項	

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

業績連動報酬等の役員へのインセンティブ付与については、当社の事業構造・事業特性、役員構成、取締役の任期(1年)等を勘案して当面は導入しないことといたします。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成28年度に社外役員を除く役員に対して支給した役員報酬額は、取締役9名に対して総額170百万円、監査役1名に対して14百万円でありま
す。また、社外役員に対しては、取締役及び監査役合わせて3名に34百万円を支給しております。

(注)1.上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分給与相当額を37百万円支給しております。

2.上記のほか、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として社外役員を除く役員に対し24百万円、社外役員に対し3百万円を費用処理
しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員の報酬等の額は、取締役については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において、世間水準及び対従業員給与とのバランス等を考慮して取締役会が決定し、監査役については、株主総会で決定された報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定し、当該決定の結果を取締役会へ報告することになっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は経営戦略会議他の当社の主要な会議に陪席するとともに、個々の業務担当セクションからの適宜の報告により、その責務を果たすために必要な情報を収集できる体制となっております。

社外監査役へは取締役会資料の事前説明を都度行い、個々の業務担当セクションからの情報伝達に関しては、社内監査役(常勤)への随時報

告を通じ、社外監査役へ伝えられる体制になっております。また、監査役の求めにより、監査役の補助をする従業員を設置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) コーポレート・ガバナンス体制(業務執行、監査・監督)

取締役会を構成する取締役の数及び取締役会に出席する監査役の数は、実効性のある経営体制の確保及び専門性・多様性等のバランスに配慮した上で、定款に定める範囲内で、実質的な議論が可能となる取締役、監査役の人数を決定する方針としております。

当該方針を踏まえ、取締役会は男性9名、女性1名の計10名の取締役で構成され、うち1名は社外取締役となっております。取締役会は月1回以上開催し、経営方針・経営戦略などの重要事項の意思決定を行い、業務担当取締役の業務執行の監督を含め、経営の監督を行っております。

監査役は、社外監査役2名を含む3名体制をとっており、その活動は取締役会に出席し意見を述べるほか、全稟議書・申請書の内容チェックなど広い範囲に及んでおります。また、監査役個々の役割分担による監査だけでなく、月1回以上開催する監査役会での意見交換を通じ、より効果的な監査を実施しております。

(2) 指名

取締役・監査役は、取締役会において協議の上、次の要件を充足する者を候補者に指名しております。なお、監査役候補は、監査役会の同意を得た後に、取締役会で指名しております。

- a 経営管理や当社グループの事業に関して豊富な知識・経験を有すること
- b 社会的な責任・使命を理解し、当社の経営理念・行動基準に基づいた経営管理及び事業運営を公正・的確に実施することができること
- c 監査役については、上記の他、法務・会計・税務・監査等の専門的な知識や経験を有すること

(3) 報酬の決定

取締役の報酬決定につきましては、株主総会で決議いただいた上限額の範囲内において、それぞれの役位に応じた報酬額を定めており、また、取締役候補者選定につきましては、当社の取締役にふさわしい人材を社内外を問わず広く登用することを基準としております。

(4) 責任限定契約

当社は社外取締役1名及び社外監査役2名との間で、会社法第427条第1項の定めに基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は同法第425条第1項の最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業経営に関する専門知識を有する社外取締役を含む取締役により構成される取締役会の「経営戦略の立案」と「重要な業務執行の決定及び監督」、並びに企業法務、財務・会計に関する専門的知識及び高い見識を有する社外監査役を含む監査役による「監査」が、適正で効率的かつ実効性のある企業経営に必要と判断しております。なお、当社は取締役の任期を1年とすることで、取締役の職務執行の適切性の確保と株主の意向の適時の反映を担保しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社の事業概況をより深く理解していただくため、プレゼンテーションソフトの活用によるビジュアル化を実施しております。 なお、招集通知につきましては、現在15営業日前を目途に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、及び有価証券報告書・四半期報告書(財務局ホームページにリンク)、四半期開示資料、報告書(株主通信として)を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に基づく行動規範として「ライフ行動基準」を作成しております。また、これを全従業員へ配布し、携帯させ周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会・環境推進部の主導により、事業活動の広範に涉り、社会貢献、環境保全活動に努めております。また、ライフコーポレーション社会・環境活動報告書を年1回作成し、当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営理念に基づく企業行動規範として「ライフ行動基準」を作成しております。また、これを全従業員へ配布し、携帯させ周知徹底を図っております。
その他	女性の活躍面では、「多様な人財を活かす会社」として(1)女性社員が自身のキャリアプランに応じて活躍できる、(2)パートナー社員が自主性を発揮できる会社の実現を目指しております。 具体的には、人財戦略会議での協議や専担部署であるスマイルサポート室の取組等を通じて、女性活躍につながる研修の充実や社内諸制度の改革等に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

次の方針を取締役会で決議、確認いたしております。

(基本的な考え方)

1. 当社及びグループ会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は最低月1回の取締役会を開催し、取締役会において重要事項の決定を行うほか、取締役の業務執行状況の監督を行うものとする。監査役は、取締役会に出席し意見を述べるとともに、全票議書・申請書の内容チェックを行うなど取締役の業務執行状況を監査するものとする。
 - (2) 当社及びグループ会社の法令等遵守体制については、当社グループの経営理念に基づいて策定した企業行動規範である「ライフ行動基準」に従い、法令、ルールの遵守に係る推進体制として「コンプライアンス部会」を設置し、定期的に開催、当社グループの遵守状況をフォローアップするとともにその取りまとめ結果を取締役会に報告するものとする。また、公益通報に関する規程に基づき、法令違反行為に係る当社グループの相談窓口「ライフホットライン」を設置し、法務担当の取締役及び役職者が対応するものとする。
 - (3) 「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものと定め、不当な要求等に対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、当社グループ会社及び関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとする。
 - (4) 代表取締役の直轄組織としての内部監査本部は、社内規程及びグループ会社との契約又は委託等に基づき各店舗、センター、本社各部室、グループ会社を定期的に監査し、監査結果を代表取締役へ報告するとともに、同時に常勤取締役、関係役職者及び常勤監査役に報告するほか、内部監査の取りまとめ結果を定期的に取締役会に報告する。また、内部監査の人員体制については、その充実強化に努めるものとする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 会社の重要な意思決定については規程により文書化と保存を義務付け、法令等の定め又は重要度に基づき保存期間を定めるものとする。
 - (2) 保存文書の保存部署においては、取締役及び監査役が常時閲覧できる体制を整備するものとする。
3. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社の重要事項については、その重要度に応じて、当該グループ会社を担当する部署がグループ会社から事前協議又は報告を受けるとする。
また、グループ会社を管理する部署を担当する取締役は、取締役会においてグループ会社の状況を定期的に報告するとともに、期末決算を報告するものとする。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社及びグループ会社の事業に絡むリスクを総合的に分析し、管理する「総合リスク管理委員会」を設置し、企業活動固有の諸リスクの把握と軽減策の検討及び各種法改正、事件事故、災害等への対応としてその対処策や防止策、是正手段等の検討を行い、その結果を取締役会に提案等するほか、リスクに係る社内規程、マニュアルの整備・検診・指導・立案を行う体制を構築するものとする。
 - (2) グループ会社における重要な資産の取得・処分、債務の負担等に係る契約など損失のおそれのある事項については事前に当社と協議するものとする。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、前年度末に翌年の経営目標を設定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、取締役会に付議、承認を得るものとし、毎月1回開催の取締役会において進捗状況を確認する。また、翌年度に達成状況に応じた業績評価を実施するものとする。
 - (2) 常勤取締役及び執行役員により構成される「経営戦略会議」において、取締役会から委任を受けた事項について協議し、代表者が最終意思決定を行うことで、業務執行の効率性、健全性の高度化に努めるものとする。
 - (3) 取締役及び各役職者の業務を適正かつ効率的に執行せしめるため、「内部統制システム統括委員会」を設置し、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直し等、業務遂行システムの点検を行い、その結果を取締役会に付議・報告するものとする。
6. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) グループ会社の事業計画は、当社との協議を経てグループ会社において決定するものとする。
 - (2) グループ会社にとって重要な組織及び規程の制定・変更は当社と事前に協議するものとする。その上で、個別事項に係るグループ会社の取締役の業務執行は、案件の重要度に応じた当社との事前協議・報告を前提に、グループ会社の規程に沿って効率的に意思決定がなされるものとする。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役が監査役の職務を補助する従業員を置くことを取締役会又は取締役へ求めた場合は、代表取締役及び人事担当取締役は監査役と協議し対処する。
8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役を補助する従業員の異動は監査役の同意を得なければならないものとし、監査役は補助従業員に対する指揮命令権を有す。
 - (2) 監査役を補助する従業員は、他部署の業務を兼務せず、専ら監査役の指揮命令に従う。
 - (3) 監査役は監査役を補助すべき従業員の懲戒等に関与できるほか、補助従業員が監査役の指揮命令に従わなかった場合には就業規則に定める懲戒等の対象となる。
9. 当社及びグループ会社の役員及び従業員が監査役に報告するための体制
 - (1) 当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - (2) 当社の役員及び従業員並びにグループ会社の役員及び従業員は、著しい損失や重大なコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合、当社の役員及び従業員は直接に、グループ会社の役員又は従業員は直接もしくはグループ会社を担当する役員又は従業員を経由して監査役に対して遅滞なく報告を行う。
10. 監査役への報告を行った役員及び従業員が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告を行ったことを理由として、報告を行った役員及び従業員に対して不利な取り扱いを行うことを、当社及びグループ会社において禁止する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払いや債務の処理等の請求を行った場合や弁護士・会計士等の外部専門家を利用することを求めた場合には、監査役の職務の執行の範囲内で当該費用を負担する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席し、各担当取締役の業務執行報告を受けるほか、全稟議書・申請書の回覧報告を受ける。
- (2) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。
- (3) 法務・税務・会計に係る最新法規法令に適正に対応するため、社外監査役に専門家の起用を図るよう努める。
- (4) 内部監査本部は、監査役に対し内部監査に係る報告を定期的に行うほか、随時監査役と会合を持ち、密接な連携を図る。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、内部監査本部が、経営システム、業務プロセス、IT統制等が財務報告の適正性を確保する観点から適切に整備され、かつ、運用されているかどうかにつき検証、確認するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動規範である「ライフ行動基準」において、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないものと定め、不当な要求等に対しては、外部専門機関と密接な連携のもと、関係部署が連携・協力し、組織的に対応するものとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

取締役会付議事項は法務・審査担当部署が決定事実を確認する体制となっており、これ以外の開示の対象となりうる重要情報は、当社各部署及びグループ会社からその内容に応じて経営企画担当部署、法務・審査担当部署、財務・経理担当部署、広報担当部署に報告されることとなっております。

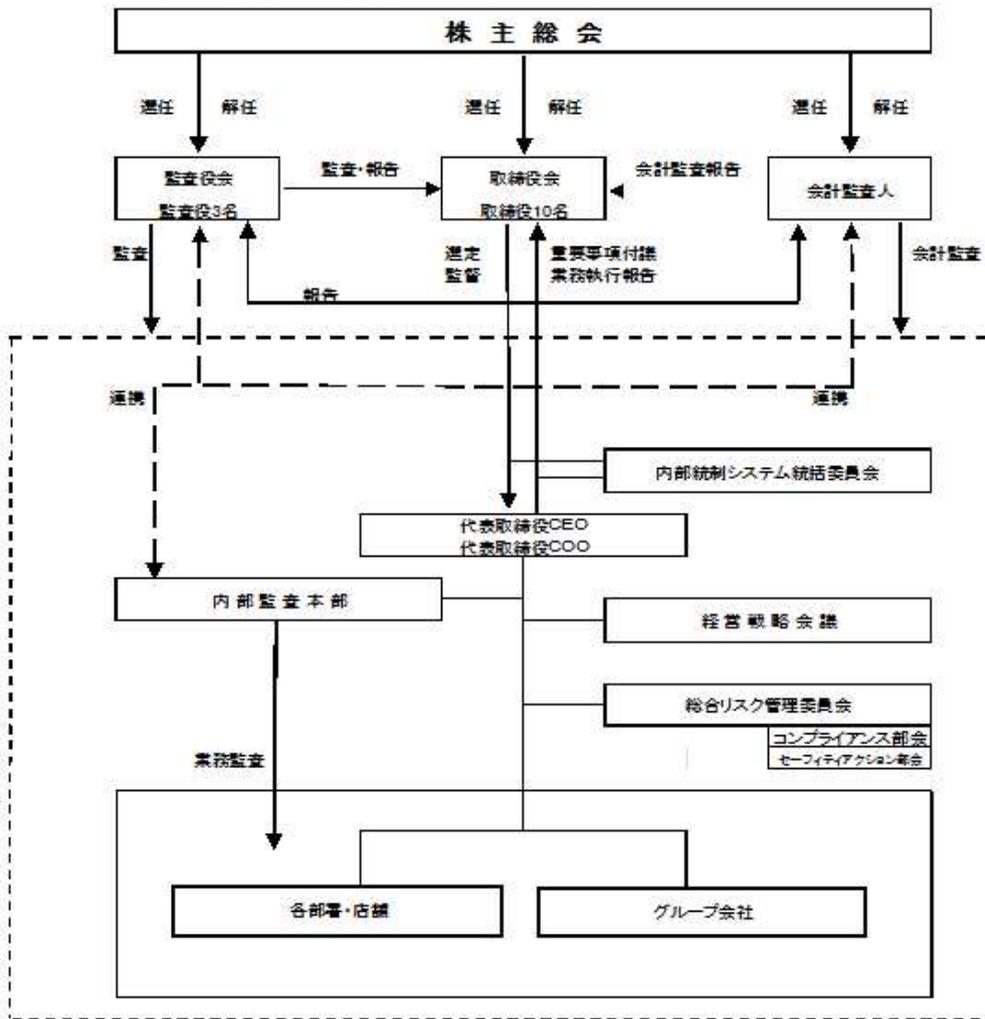
前段により集約化された情報は前段に記載の各部署により共有され、開示の必要性について協議が行われるとともに代表取締役にも報告され、代表取締役により開示内容の決定と指示が行われる体制となっております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

適時開示に係る社内体制のチェックは、経営の意思決定システムや組織・職務・権限の見直し等、業務遂行システムの点検を行う「総合リスク管理委員会」が実施することとなっております。

また、監査役の他、内部監査部署が適時開示の実施状況をチェックする仕組みとなっております。

業務執行・監視と内部統制の仕組（模式図）
コーポレートガバナンス体制



会社情報の適時開示にかかる社内体制の仕組（模式図）

